

各取組機関の取組実施状況 一覧 (令和6年度)

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（概ね5年間で実施する取組の状況）

対象取組機関	非対象取組機関
--------	---------

1) 洪水・高潮による人的被害の軽減に向けた避難行動のための取組

事項	項目	内容	区分	概ね5年間で実施する取組										気象台		
				赤：未実施、検討中 黒：R6年度より前に実施済 青：R6年度以降に実施済 緑：R6年度より前に実施済みであり今後も継続実施 紫：R6年度以降に実施済みであり今後も継続実施										気象台		
				取組状況 (R04) 水災緊急通報センター	取組状況 (R06) 島名市	取組状況 (R06) 海陽市	取組状況 (R04) 磐前市	取組状況 (R06) 鹿野市	取組状況 (R06) 本音町	取組状況 (R06) 津島市	取組状況 (R06) 津島市	取組状況 (R06) 津島市	取組状況 (R06) 津島市	取組状況 (R06) 津島市	取組状況 (R07) 岐阜地方気象台	取組状況 (R06) 名古屋地方気象台
情報・避難計画等に關する事項	河川水位等の情報提供	・発生している内容や用紙等の情報がかりにくい ・公開した洪水情報に関する情報を住民が入手していない ・洪水情報の意味や洪水情報を考えあわせるときに、住民の理解の向上が必要 ・洪水時のため備蓄品など防災意識の醸成について住民の理解が必要	1-A	一般住民を対象とした「緊急避難」を組織し、長良川河口堰の目的や操作について説明。	水防計画に洪水情報を位置付け ⇒R2年度あり	水防計画に洪水情報位置付け済	出前講座や職員防災教育などで職員、住民に周知し早めの避難の促進に努める。	出前講座や市広報紙等で発信している。	水防計画に洪水情報を位置付け、ハザードマップの作成・広報誌等による周知	出前講座や防災映像、市広報誌等で発信している。	住民に對して、防災学習会等により周知徹底、情報の入手手段等について引き続き普及に努める	出前講座や防災教育などで住民へ周知し、避難の促進を図る	気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報提供促進のための周知・広報やツールの提供	気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報提供促進のための周知・広報やツールの提供	気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報提供促進のための周知・広報やツールの提供	
	ホットラインの実施	・ホットラインにおける報告内容に関する事前協議が不十分 ・ホットラインの開始が未実施	1-B		・関係組織連絡先「災害対策本部」に纏ってある。 ・台風時関係組織より情報提供あり	ホットラインについて市長に周知	ホットラインについて市長に周知	ホットラインについて、市長・関係管理職に周知⇒年度当初に関係者に周知するように改善	年度当初にホットラインの位置付けについて市長に周知済み ⇒年度当初に毎年周知するように改善	市長、関係管理職等に周知	・ホットラインについて、市長・関係管理職に周知	県内市長との協議を通じたホットライン実施の説明、電話番号確認	県内市長との協議を通じたホットライン実施の説明、電話番号確認	県内市長との協議を通じたホットライン実施の説明、電話番号確認		
	タイムラインの策定	・作成したタイムラインの運用として、関係や組織の抽出などが未実施	1-0		・H28.6月に木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 (H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 (H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 (H28段階)	H29年5月に木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済	・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 ・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 (H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 (H28段階)	・国、県等の助言を受けH28年度策定、今後、状況の変化に応じた改訂を実施。 ・運用、訓練を通じて検証実施、必要に応じて修正	・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 ・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済	岐阜県タイムライン策定への助言・協力 ⇒市町独自でタイムライン策定済	認知系水害対応タイムライン策定への助言・協力 ⇒市町独自でタイムライン策定済	三重県水害対応タイムライン策定への助言・協力 ⇒市町独自でタイムライン策定済	
	避難勧告等の発令の発令	・各市町村の避難勧告等の発令状況が、河川官署等、各市町村間で連携・適切に把握できていない ・発令状況把握ルールが確立できていない	1-0		H28.6月に木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 (H28段階)	タイムライン策定済 (H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 (H28段階)	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済	市のタイムラインと洪水情報等を活用した河川官署等との合同訓練	木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済	・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 ・国、県等の助言を受け29年度策定、今後、状況の変化に応じた改訂を実施	・木曾川下流河川事務所との間でタイムライン策定済 ・独自でのタイムラインも策定済み				
		・観測者ゼロ減速に向け、気象情報を利用した早期避難（倉上線 35～24 時間前）の重要決定基準を定めることが必要 ・管内各市町村の避難のともで警告がとれた地域での重要決定を行うとともに、国や県などとも協定した重要決定体制および指揮系統を確立することが必要	1-E	地域防災計画に避難勧告等の発令基準を記載 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり	地域防災計画に避難指示等の発令基準を記載 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり	地域防災計画に避難指示等の発令基準を記載 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり	・県庁の避難勧告等の判断、伝達でマニュアル発令基準についてR2年度に見直しを行う。 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり ⇒自主的広域避難情報の判断基準の記載をした「避難情報に関するマニュアル」R3.11版作成	・避難指示等の判断、伝達でマニュアル発令基準を記載 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり ⇒自主的広域避難情報の判断基準の記載をした「避難情報に関するマニュアル」R3.11版作成	避難勧告等の判断、伝達でマニュアル発令基準を記載 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり ⇒自主的広域避難情報の判断基準の記載をした「避難情報に関するマニュアル」R3.11版作成	・避難勧告等の判断、伝達でマニュアル発令基準を記載 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり ⇒自主的広域避難情報の判断基準の記載をした「避難情報に関するマニュアル」R3.11版作成	・地域防災計画に避難指示等の発令基準を記載 ⇒R2.3版あり ⇒R3.3版あり ⇒R4.11版あり ⇒自主的広域避難情報の判断基準の記載をした「避難情報に関するマニュアル」R3.11版作成	依頼のあった自治体の地域防災計画について助言	依頼のあった自治体の地域防災計画について助言	依頼のあった自治体の地域防災計画について助言		
	広域避難	避難場所の指定状況	1-F	自治会防災訓練等で風水指定区域外への事前避難について、住民に対する啓発を推進 ⇒R3.10版あり、大取市防災訓練ガイドラインに避難所以外への避難の誘導する旨を周知する記載を追加	風水指定区域外への事前避難について、住民に対する啓発を推進 ⇒R3.10版あり、大取市防災訓練ガイドラインに避難所以外への避難の誘導する旨を周知する記載を追加	風水指定区域外への事前避難について、住民に対する啓発を推進 ⇒R3.10版あり、大取市防災訓練ガイドラインに避難所以外への避難の誘導する旨を周知する記載を追加	木曾三川下流部広域避難訓練プロジェクト、東海ホーデルランド協議会等を通じて検討を継続	木曾三川下流部広域避難訓練プロジェクト、東海ホーデルランド協議会等を通じて検討を継続	「木曾三川下流部広域避難訓練プロジェクト」で現状の報告と今後の取組について検討済	・風水指定区域外への事前避難について、住民に対する啓発を推進 ⇒R3.10版あり、大取市防災訓練ガイドラインに避難所以外への避難の誘導する旨を周知する記載を追加	・避難先の拡充、協定避難先の確保 ・福祉部局と連携し、要配慮者利用施設における避難行動の計画 ・避難先市町村と要配慮者施設との連携した訓練の実施	要配慮者利用施設向け避難訓練の計画 ⇒R6.12.18、R7.1.29、R7.3.12-13	社会福祉施設等の避難訓練計画のフォローアップ (R6.12.18) 介護施設等の職員向け研修会において、防災情報の活用について実施報告を実施 (R7.1.30、R7.2.5)			
		大規模台風による高潮・洪水からの広域避難を実施するための取組	1-G	県民2市2町相互応援協定をもとに広域避難を検討	避難先市町村と広域避難に関する協定締結を検討 ⇒R3.10版あり、大取市防災訓練ガイドラインに避難所以外への避難の誘導する旨を周知する記載を追加	木曾三川下流部広域避難訓練プロジェクト、東海ホーデルランド協議会等を通じて検討を継続	木曾三川下流部広域避難訓練プロジェクト、東海ホーデルランド協議会等を通じて検討を継続	防災ガイドブックで避難のタイミングを活用した周知の徹底	避難先市町村との広域避難に関する協定締結を検討	・木曾三川下流部広域避難訓練プロジェクト、東海ホーデルランド協議会等を通じて検討を継続 ・西尾市町町長等対応連絡協議会により検討継続 ・認知系主場によって決まった西尾市町町との相互応援協定項目 (R6) におけるマッチング先との調整	・避難所の確保 ・避難先自治体との調整 ・福祉部局と連携し、要配慮者利用施設における避難行動の計画の精査	気象防災情報の活用に関する広域避難先自治体担当者向けに、気象防災ワークショップを実施して、気象防災情報の活用に関する周知・広報の継続実施	各協議会を通じた関係自治体との調整 ⇒気象防災情報の活用に関する周知・広報の継続実施	気象防災情報の活用に関する周知・広報の継続実施 三重県の三河地区（四日市市、津野町、朝日町、川崎町）の広域避難タイムライン運用協議への参加 (R6.9.24)		
		避難勧告の主体	1-H	・時期が重なった場合など、状況によっては人員を確保できない可能性がある ・豪雨の中、安全に避難できない恐れが考えられる ・東の避難、洪水への対応として、交通整理や交通規制等の必要性が考えられる	地域防災計画に避難体制について記載 ⇒R3.11版あり ⇒R4.11版あり	地域防災計画に避難体制について記載 ⇒R3.11版あり ⇒R4.11版あり	二次被害防止のため、避難勧告時の避難行動を促進	地域防災計画に避難体制について記載 ⇒R2.2版あり ⇒R4.11版あり	・避難情報の発令時期を工夫し、避難勧告時の避難行動を促進 ・避難体制の確立を推進	地域防災計画に避難体制について記載 ⇒R2.2版あり ⇒R4.11版あり		地域防災計画に避難体制について記載 ⇒R2.2版あり				
		避難に関する設備	1-I	三重交通と協定：バスを確保 ⇒R3.10版あり、三河近鉄タクシー、三交タクシーと協定：タクシー			市有バスや民間バスによる区域外の避難訓練の実施	R1.9に広域避難訓練を実施して、いなほの一時滞在施設に移送（対象者：要配慮者） ⇒2月に「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を1社と締結し、全2の一泊避難場所での受け入れが可能となった。	県主導のもと広域避難について近隣市町村と協定を行った。 ⇒2月に「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結済み							
		避難に関する協定	1-J	木曾下、島名市、河口堰で「災害支援協定」に関する協定書（H28.2.5）を締結し、市内高台の民間施設の避難所として活用協定締結の検討。 ⇒R5.4年度開始 R7.4時点で10事業所が協定している。	「防災協力パートナー登録制度」を創設し、地域の事業所に登録していただき、一時避難先の確保等を図る。 ⇒R5.4年度開始 R7.4時点で10事業所が協定している。	近隣市町村との避難に関する協定締結を継続	木曾三川下流部広域避難訓練プロジェクト、東海ホーデルランド協議会等を通じて検討を継続	・市内に店舗や工場がある企業等と「災害時の民間協力一時避難場所に関する協定」を順次締結済み	西尾市町町長等対応連絡協議会を基として、広域避難の実現に向けて検討中	・近隣市町村との避難に関する協定締結を継続 ・水害発生時に活用する場合は、ホテル避難先についてホテル協会と連携し、それら制度整備を進める						
		避難に関する設備等の整備状況	1-K	・避難所の拡充及び、避難所までの案内看板等を随時拡充していく必要あり ・設置した設備に対して整備状況の検討	・関係防災行政機関を島名市101箇所へ整備済	・令和2年度防災行政機関整備状況調査を実施 ・避難所に看板を設置	R3年度にデジタル式移動防災行政機関を高度MOC Aに更新予定 ⇒R3年度MOC Aドバイスに変更完了。使用可能エリアが拡大した。	・関係防災行政機関・防災行政機関との協力の関係連絡（緊急連絡・配備メール連携済み） 今後、RPやCATVとも連携し多量化する	・避難所までの案内看板等の設置 ・平成30年度防災行政機関を更新	・令和元年度に防災行政機関の子更新 ・令和4年度に新たに避難所を増設 ・令和5年度から避難所までの誘導看板を市内各地で順次設置						

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（概ね5年間で実施する取組の状況）

対象取組機関	非対象取組機関
--------	---------

2) 迅速な避難と被害の最小化に向けた地域住民の防災意識向上のための取組

事項	項目	内容	概ね5年間で実施する取組												
			取組状況 (R06)												
住民等への周知・訓練に関する事項	指定される浸水リスクの周知	浸水想定区域図、洪水、高潮ハザードマップの公表	2-A	取組状況 (R06) 水災準備中専支社	取組状況 (R06) 泉名市	取組状況 (R06) 池田市	取組状況 (R06) 狹山市	取組状況 (R06) 豊中市	取組状況 (R06) 木曾町	取組状況 (R06) 滝川市	取組状況 (R06) 高槻市	取組状況 (R06) 生駒市	取組状況 (R07) 岐阜県地方気象台	取組状況 (R08) 名古屋地方気象台	取組状況 (R07) 丹波地方気象台
			<p>・指定し得る最大規模の降雨による洪水等の浸水想定区域図を基にした洪水等ハザードマップの策定が必要 ・水害リスク情報の空白地域が存在する</p> <p>令和3年9月に改訂した泉名市防災マップ内のハザードマップにて対応⇒全戸配布、市HPにて公表済</p> <p>R6.3にハザードマップを全戸配布する⇒R5.3配布済み</p> <p>洪水ハザードマップをR3.9に作成、全戸配布。 令和7年度中に洪水ハザードマップを更新予定。</p> <p>R3年3月洪水ハザードマップ(L2)・地盤ハザードマップ(L2)・ハンドブック作成。R3年4月全戸配布</p> <p>R1に作成し、R2に公表し全戸配布</p> <p>下記の洪水ハザードマップにて対応</p> <p>新たな浸水想定L1・L2及び津波基準水位の公表を受け、令和元年度に新たなハザードマップを策定、全戸配布</p> <p>・令和2年度に洪水ハザードマップ等を策定済(全戸配布) ・令和4年度に高潮ハザードマップを策定(全戸配布) ・令和8年度までに洪水ハザードマップのwater法改正に伴う基準指定河川改正による修正を実施予定</p>	<p>令和4年5月に泉名市防災マップ追加版(河川別ハザードマップ)を新たに作成し、市HPで公表済。</p> <p>H29年度ハザードマップの作成配布(30.4.1全戸配布) R1年度津波川、山崎川・長瀬川のハザードマップ作成配布(2.4.1)</p> <p>・通知票高潮浸水想定が公表される時点で、高潮及び洪水想定ハザードマップを公表予定(R3年度予定) ⇒高潮ハザードマップをR4.3に作成、R4.5に全戸配布。</p>	<p>R4年3月高潮ハザードマップ作成。R4年4月全戸配布</p> <p>・避難勧告等の判断・伝達マニュアルの見直し⇒ハザードマップの作成</p> <p>令和2年度に、L2認定を記載したハザードマップに更新を行い、全戸配布する⇒令和3年度に更新し、全戸配布済み</p>	<p>新たな浸水想定L1・L2及び津波基準水位の公表を受け、令和3年1月に高潮ハザードマップ等を策定、全戸配布</p> <p>国・県の発表する洪水浸水想定区域図を基に、村独自のハザードマップ等を策定</p>	<p>①防災意識調査 県等と共催で実施を計画中。</p> <p>②岐阜県と共同で行う市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」</p>	<p>①防災講習会 (R6.12.15) ②認知県内市町村防災担当者向け「防災気象情報に関する講習会」 (R6.5.15) 気象防災ワークショップ (R6.5.23, R6.12.12)</p>	<p>①防災講習会の実施 (R6.6.23) ②三島市内の市町村防災担当者向けの研修・気象防災ワークショップの実施 (R6.11.28)</p>						
住民等への情報伝達	・観光客(外国人等)への提供が必要	2-B		<p>観光客に限定するものではないが、外国人に配慮した避難所・避難所生承接及び案内図等を市内の小学校等76箇所設置した。(R3) 外国人のコミュニティを活用した防災情報伝達のネットワークづくりを行う。</p>	<p>防災行政機関の職員の出発。音声自動生成装置及び音声翻訳機の導入で、テキスト入力のウォークスルーで、音声自動放送、メール配信、アプリ配信が可能となった。</p>				<p>令和4年度に多言語対応した市の防災専用サイト「もしも災害ポータル～まもるくん～」を通じて情報提供を行う。</p>	<p>ハザードマップに翻訳アプリを搭載、多言語対応を推進</p>	<p>防災ラジオの普及 防災アプリケーション導入 防災ツイッター等の活用 防災アプリケーションの普及 多言語ハザードマップの作成検討</p>	<p>気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報提供促進のための周知・広報やツールの提供</p>	<p>気象庁HPを通じた防災気象情報の提供、及び、住民への情報提供促進のための周知・広報やツールの提供</p>		
	GTVカメラ映像の提供	2-C	ダム等のHPで防水状況等のライブカメラ映像を配信している。	<p>・本曾川下流河川事務所等のHPとリンク ・河川カメラの映像をケーブルテレビで視聴することができるよう、市内ケーブルテレビ会社と協定を締結</p>	<p>新築市HPと関係機関とのHPのリンクの推進</p>	<p>R2年度CCTVカメラ画像受信機設置</p>	<p>・河川監視カメラを各地防災指令本部及び水害等防災センターに整備 ・内水及び増水に監視カメラを整備(R1) ・非難時にGATVで上記の情報を公開</p>	<p>神島市HPに河川監視カメラHPのリンクを掲載</p>	<p>瀬江町HPと関係機関とのHPのリンクの推進 ハザードマップに関係機関のQRコードを掲載、活用推進</p>	<p>河川監視カメラを2箇所設置。カメラの映像については災害本部にて受信</p>					
避難に関する教育、訓練	避難に関する広報	2-D	<p>・広域避難が必要と見られる場合の早期段階における住民避難の促進のための広報のあり方、戦略を検討することが必要 ・広域避難に伴う早期避難に対する住民受容、理解促進を図ることが必要 ・地域の水害リスク、広域避難の必要性に関する理解、主体的な意思決定による広域避難や日頃からの備えの促進を図ることが必要 ・より有効な避難誘導や共同支援のための資料・ツールの作成が必要 ・大規模水害に対する社会的気運を醸成するための意識啓蒙の実施が必要</p>	<p>自治会主催の防災訓練、防災訓練等で広域避難の啓発を実施。</p>	<p>・令和3年5月20日から運用開始された新たな避難情報を開示する防災プレットを作成し、全戸配布した。</p> <p>・令和2年5月より防災Web配信アプリを導入し、広域避難の情報伝達手段の一つとして運用している。</p>	<p>地域住民に対する出前講座、広域避難に関する訓練を実施。</p>	<p>防災ハンドブックを使い出前講座等で有効な避難先等について周知を行っている。</p>	<p>防災ガイドブックの周知と随時更新</p>	<p>避難場所以外への避難の有効性などについて、地域住民に対する出前講座等で周知を行っている。</p>	<p>「自分の命は自分で守る。」という方針に使い地域防災計画を修正 町長の防災訓練、防災学習会、リーフレット配布等により理解促進を全国</p>	<p>広域避難に伴う早期避難に対する住民理解促進を図る</p>				
	避難に関する教育	2-E	<p>・防災・減災について意識の高い住民の意識向上の必要あり</p>	<p>自治会、自主防災組織、各団体からの要望に対して、防災訓練の支援や講師を実施している。</p> <p>・小・中学校では本曾川下流河川事務所による水防災教育を実施</p>	<p>・防災ワークショップのテーマを「避難所運営」として、実際に訓練員による出前講座を実施している。</p> <p>・小・中学校では本曾川下流河川事務所による水防災教育を実施</p>	<p>・住民より依頼がある場合、出前講座を実施。 ・市広報紙にて定期的に防災について掲載をしている。 ・市役所南館1Fに「防災ぎざらりー」を設けて啓発を行っている。</p>	<p>・自主防災組織、学校、幼・保、各団体、企業、外国人、要配慮者施設へ向かい出前講座を実施 ・避難所運営訓練の実施</p>	<p>町内会から要望があった場合に前講座を開催</p>	<p>町内会等による防災訓練・学習会の開催を推進することにより、住民に対する啓発を全国</p>	<p>地区避難所での防災訓練等の実施</p>	<p>・防災に関する出前講座への講師派遣</p>	<p>・防災に関する出前講座への講師派遣</p>			
	避難に関する訓練	2-F	<p>・学校防災教育における避難啓蒙の手法・内容の検討、およびそれに資するツールの作成が必要</p>	<p>備蓄食料を配布し、各家庭で防災・災害の備蓄品をもちょうとすることを奨励するよう、防災・災害啓蒙を実施。 中学生への防災学習で、ハザードマップの確認等を取り入れた。</p>	<p>中学生の防災リーダーを育成する「ジュニア防災リーダー」養成講座をR3年度から開催。6名に認定証を授与。 ⇒R4.7開催済み(10人認定)</p>	<p>学校から要望があった場合に前講座を実施</p>	<p>小中学校と災害時の情報共有の徹底</p>	<p>学校から要望があった場合に前講座を実施</p>	<p>中学生の防災訓練への参加を全国(豊江町総合防災訓練、瀬江町総合防災訓練) ・小中学生の防災に関する教育を支援</p>	<p>・乳幼児の園に向けた防災教育の実施 ・高島市への防災に関する教育を支援</p>	<p>・日本赤十字社豊田支隊と協力して学校員や教員の研修及び学校への提供等の普及促進</p>	<p>要望があった学校に対し出前講座を実施</p>			
	避難に関する訓練	2-G	<p>・関係機関が連携した避難訓練を実施していく必要あり ・地域住民の訓練への参加促進を図る必要あり</p>	<p>自主防災訓練は、泉名市小学校区30箇所を3年に1回実施するローテーションで実施。年間9～11箇所で開催。 ⇒令和8年度は洪水区域外の自治会が洪水区域外の避難所へ避難する訓練を実施予定(協定先バス使用、継続実施)</p>	<p>・自治会(自主防災組織)単位で、防災訓練を実施している。</p> <p>・学区単位の防災訓練を実施</p>	<p>・地域防災計画やBCPに基づいた職員防災訓練を実施。 ・学区単位の防災訓練を実施</p>	<p>・毎年9月1日曜日に防災フェアを実施 ・自主防災会単位に、防災から避難所開設初期までの訓練を、職員においては防災本部の運営及び非難命令伝達に沿って訓練を実施</p>	<p>・学校区単位で、自主防災訓練を実施している。</p>	<p>防災訓練において、緊急避難場所への避難訓練の実施を推進</p>	<p>防災訓練や避難所見学会等で避難所までの避難訓練を実施</p>					

